



熊本県公報

第12778号
平成30年11月27日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出…………… (障がい者支援課) 3

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4

登 載 依 頼

- 平成30年度第2回熊本県文化振興審議会の開催…………… (文化振興審議会) 4

告 示

熊本県告示第990号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字高平 4579番1地先から 上益城郡御船町大字上野字松山 4350番地先まで	620.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成30年11月27日

熊本県告示第991号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町八木字花立 342番1地先から 同所	前	6.5 ～ 7.1	13.7	災害復 旧

		342番1地先まで	後	6.5 ～ 10.8	13.7	
--	--	-----------	---	------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成30年11月27日

熊本県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町菅字皿木 570番3地先まで 同所 570番3地先まで	前	6.8 ～ 7.5	47.0	災害復旧
			後	6.8 ～ 21.5		

2 区域を変更する期日 平成30年11月27日

熊本県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	上益城郡山都町柳字四ツ辻 271番2地先から 同所 276番2地先まで	前	7.8 ～ 8.3	41.5	災害復旧
			後	8.3 ～ 9.9		

2 区域を変更する期日 平成30年11月27日

熊本県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	上益城郡山都町柳字高砂 43番2地先から 同所 43番2地先まで	前	14.2 ～ 15.4	29.0	災害復旧
			後	14.2 ～		

			28.1		
--	--	--	------	--	--

2 区域を変更する期日 平成30年11月27日

熊本県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字碓岐ノ戸 132番1地先から 天草市河浦町宮野河内字古巣 390番地先まで	前	9.0 ～ 20.5	181.0	天草市 へ旧道 移管
				9.4 ～ 34.7		
			後	9.4 ～ 34.7	220.2	

2 区域を変更する期日 平成30年11月27日

熊本県告示第996号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
セントケア訪問看護ステーション合志	医療機関の所在地	合志市幾久富1758番地17	合志市幾久富1656番地459	平成26年6月1日
すみれ訪問看護ステーション	医療機関の名称	すみれ老人訪問看護ステーション	すみれ訪問看護ステーション	平成25年7月10日

公 告

熊本県公告第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営芦水地区（湯治工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営芦水地区（湯治工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年11月28日から平成30年12月26日まで
- 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第730号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー八代店
八代市古閑中町2407-1他
- 2 八代市から聴取した意見の概要
周辺の地域の生活環境の保持のため
 - (1) 交通に関する事項
敷地内に入出入りするには歩道を通す必要があるため、車と歩行者、自転車への注意喚起する表示の設置が望ましい。
また市道への出口について敷地内への停止線の設置が望ましい。
交通量が増加し、自動車と自転車・歩行者の接触事故の危険性が生じた場合には交通整理員を配置し安全に配慮すること。
 - (2) 街並みづくり等への配慮
出店予定地の周辺には住宅があるため、早朝や深夜の出退・駐車車両及び荷下ろし作業等に係る騒音については特に配慮するとともに、特定施設等から低周波音が発生する恐れのある場合は、その対策を講じること。
夜間照明については、周辺住民への影響を考慮し、配置個所や角度等を検討するとともに、必要最低限の照明基数を考慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県南広域本部総務部振興課
平成30年11月27日から平成30年12月27日まで

熊本県公告第731号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字赤井字宮田1917番1、同1917番4及び字本村1918番3
473.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字赤井1892番地
大森 栄太郎

熊本県公告第732号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字田地408番2、同408番3、同408番4、同408番5及び同412番3
1,343.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート

登載依頼**熊本県文化振興審議会公告第2号**

平成30年度第2回熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。

平成30年11月27日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時
平成30年11月29日（木）
午前10時から正午まで（予定）

- 2 開催場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県の文化振興施策について（報告）
(2) 第29回「くまもと県民文化賞」受賞候補者の選考について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課）
（電話096-333-2154）